

## 平成 24 年度第 2 回北広島市市民協働推進会議 会議概要

日 時	平成 24 年 5 月 23 日（水）午後 6 : 30～	
場 所	市役所本庁舎 2 階会議室	
出席者	委員 (5 名)	朝賀委員、中林委員、大橋委員、竹村委員、井関委員
	事 務 局	岩泉企画財政部長、川口行政推進課長、及川主査、杉山主査
	傍 聴 者	なし
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題 (1) 平成 24 年度公益活動事業補助金応募に係る手引き等の改正について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>	
配布資料	【資料 1】平成 24 年度公益活動事業補助金応募の手引き（案）	

## ■会議録

### 1. 開 会

事務局：会議の成立を報告

会 長：只今より、平成 24 年度第 2 回市民協働推進会議を開催いたします。

### 2. 審議事項

会 長：それでは、審議事項「平成 24 年度公益活動事業補助金応募に係る手引き等の改正について」事務局に説明を求めます。

事務局：「応募の手引き」1 ページをご覧ください。

ここでは、本制度の目的・定義、補助対象となる公益活動団体の要件について述べられており、従来の考え方からの変更はございません。公益活動団体の定義、範囲、要件、活動分野等につきましては、記載されておりますとおりでございます。

続きまして 2 ページをご覧ください。

上段並びに中段には 3 補助対象となる事業、4 公益活動事業補助金の種類が記載されております。

補助対象となる事業につきましては、従来の考え方からの変更はなく、団体運営に対する補助金ではなく、事業に対する補助金である旨外出しで明記しております。

補助金の種類につきましても、昨年同様それぞれ「初動支援コース」「自主事業支援コース」についての説明が記載されており、公益活動事業補助金に係る市の予算額、総額が 100 万円である旨記載しております。尚、昨年度は総額 150 万円でしたが、22 年、23 年の補助実績に鑑みて平成 24 年度につきましては財政サイドとも協議し 50 万円減額し、予算額を 100 万円としたところでございます。

続きまして 2 ページ下段及び 3 ページ上段をご覧ください。

昨年は表題が「補助対象経費」となっておりましたが、24 年度につきましては表題を「5 補助の内容」と改め、補助金額は「補助対象となる経費から、その事業による収益等を控除し、その額に 2 分の 1 を掛けた額である旨」明記することといたしました。

事業から得た収益額を補助対象となる経費から控除し、補助基本額を算出しそれに 2 分の 1 を掛けて補助金額を算出するという当該補助金の考え方は、従来どおりであり、なんら変わるところではございませんが、補助基本額を算出する際には経費から収益を控除するという補助金の基本的な考え方が十分に伝わっていなかったことの改善と申請者に対しより平易で解りやすい表現となるよう、(1) 補助金の額、(2) 補助対象となる経費に分けて標記し、補助金を算出する際に控除すべき収益につきましても、「入場券や事業による成果品の売り上げ収入など、その事業によって得た収入」や「対象事業に対する寄付金など」が控除すべき収益でありますことを具体的に例示したところでございます。

尚、(2) 補助対象となる経費には、昨年同様「具体的な経費の説明」と「補助の対象外となる経費」を記載しております。

続きまして 3 ページから 5 ページをご覧ください。

こちらには、補助対象となる事業の期間が 25 年 3 月 31 日までであり、年度内に補助金の交付をうけられるのは、1 団体 1 事業のみであること。

また、補助金を申請してから交付されるまでの一連の流れについて記載しており、受付期間につきましては、広報掲載日である 6 月 1 日から 6 月 20 日までの 20 日間としてい

る旨記載しております。

尚、交付申請の際の提出書類として「④補助金等交付申請額算出調書⑤経費の配分調書を新たに追加し、申請書類を整備いたしました。追加となりました各種様式につきましては、後ほど改めてご説明させていただきます。

5 ページにつきましては、昨年同様公開プレゼンテーションを実施する旨記載し、その実施方法及び審査の際の着眼点などにつきまして記載しているところでございます。

手引き本文の改正につきましての説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長：只今の事務局からの説明に関しまして、意見や質問はありますか。

A委員：概算払いで既に補助金を受け取っていた場合で、決算で事業収入が予定より増えてしまった場合にはどのように取り扱われるのですか。

事務局：決算で事業収入が増えてしまい、補助対象経費の額が減少し、補助金額が概算払いの額を下回ってしまった場合は、返納していただくことになります。

A委員：後々のトラブルなどを防ぐために、補助申請者に解りやすく手引きや様式などにその旨を明記しておいたほうが良いのではないかと。

事務局：後で様式の改正については説明させていただくが、実績報告の際に団体から提出してもらった様式を、事業収益額の変動によって補助対象経費や補助金額も変更となることが解るよう追加・改正するとともに、公益活動補助金交付要領の条文を整備するなどして対応していきたいと考えています。

B委員：本などを頒布する事業で、在庫が残ってしまい翌年度に頒布収入を得た場合の補助金の取り扱いはどうなるのでしょうか。

事務局：補助金の原則からしますと、翌年度に頒布収入を得た場合にはその収入額の2分の1を返納していただくことになります。しかしながら、この公益活動事業補助金は1年度の期間内で事業を完結することにもなっておりますことから、在庫分につきましては無料配布などして、新たな収入を生まないよう指導していくことになります。

会 長：他に意見や質問はありますか。

委 員：ありません。

会 長：それでは続いて、応募様式の変更について事務局に説明を求めます。

事務局：応募様式の追加につきましてご説明申し上げます。

手引き9ページをご覧ください。補助金等交付申請額算出調書でございます。

こちらの様式は、事業に係る支出につきまして、項目ごとに細分化し、事業によって生じる収入を控除した後、補助対象経費及び補助金交付申請額を算出するための調書となっております。

続きまして、10ページをご覧ください。経費の配分調書でございます。

こちらの様式は、各項目ごとの経費の負担区分を明確化するものであり、事業に伴う収入・寄付金等があった場合に「その他」に計上し、予定される収入の内訳、算出根拠、寄付金などの内容等を記載することにより、市補助金、自己負担額、その他収入の負担区分を明確にし、補助金等交付申請額算出調書における収入額の欄を補完するものとなっております。

どちらの様式につきましても、申請の段階から事業によって生じる収益を経費から控除することにより、細分化された支出項目ごとの補助対象経費並びに補助基本額を算出することを目的とする調書となっており、本市補助金等交付規則によって申請者に提出が義務付けられている、補助金申請にあたっての必須の調書となっております。

応募様式の追加につきましての説明は以上です。

尚、概算払い申請及び事業変更申請の際の提出書類等にも市補助金等交付規則の流れに若干沿わない様式が見受けられますことから、市の監査等に対応できるよう、今後事務局の責任で様式の変更・整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長：今の事務局からの説明に関しまして、質問やご意見はありますか。

C委員：市が行っている他の補助金では既に使用されている一般的な様式だということですね。

事務局：そのとおりです。

会 長：他に何かご質問はありますか。

D委員：様式を追加したとの説明でしたが、主なものとしてはどのような様式が追加されたのでしょうか。

事務局：主な様式の追加といたしましては、概算払い請求の際に資金計画書の提出を義務付けた点でございます。これまでは、補助金の交付決定を受けてさえいけば、活動資金の余裕が有るなしにかかわらず概算払いを申請することが可能でしたが、本来概算払いとは、活動資金が不足し事業に影響がでる場合に行われるものでありますことから、通常の補助金と同様に、これまでに提出の義務が無かった資金計画書を様式として新たに加えたところでございます。

会 長：他に何かご質問はありますか。

委 員：なし

会 長：そのほかに事務局から何か委員の皆さまにお伝えすることはありますか。

事務局：本日ご審議いただきました内容を基に、応募の手引き等に若干の修正を加え、6月1日から今年度分の応募を開始いたします。

また、次回の会議、プレゼンテーションの日程等につきましては、補助金の応募状況、委員の皆さまのご都合等を勘案のうえ決定し、後日事務局よりご連絡させていただきます。

以上です。

会 長：それではこれで平成24年度第2回市民協働推進会議を終了します。

皆さま大変お疲れさまでした。

会議録署名委員

---